議題１

経農農政第５０２１号
平成２９年３月７日

さいたま市都市農業審議会
委員長　後藤　光蔵　様

さいたま市長　清水　勇人

人・農地プラン（案）について（諮問）

このことについて、さいたま市都市農業の振興に関する条例第１９条第２項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会へ諮問します。

記

１　諮問事項
人・農地プラン（案）について

２　諮問理由
人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成２４年２月８日付け２３経営第２９５５号）第２において、市町村は人・農地プランを作成・更新するための取組みを行い、決定にあたっては、関係機関・農業者の代表による検討会の審査・検討を経る必要があるため。

３　人・農地プラン（案）
別紙のとおり

４　参考資料
（１）人・農地プラン（案）一覧
（２）地域の話合い議事録
（３）地域の話合い当日配布資料（パワーポイント資料）
（４）人・農地プラン審議会用基礎データ
（５）人・農地プラン資料（農林水産省 HP 掲載資料）

担当　経済局農業政策部農業政策課
農業政策係　井上
直通　048-829-1376
FAX　048-829-1944
E-mail：nogyo-seisaku@city.saitama.lg.jp

（参考様式第1号）

人・農 地 プ ラ ン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）	更新年月（○回目）
さいたま市	東部地域	平成２７年１２月			

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
認農法	■■■■■■■■■■（■■　■■）	65才	4（25）名	有	施設野菜 露地野菜 くわい	０．８０ ２．００ ０．５０ ha	施設野菜 露地野菜 くわい	０．８０ ４．００ ０．５０ ha	有	低コスト化 法人化	継続		○			
認農	■■　■■	58才	4（7）名	有	水稲 くわい 施設苗物	３．８７ ０．４５ ０．１１ ha	水稲 くわい 施設苗物	３．８７ ０．４５ ０．１１ ha	有	６次産業化 低コスト化	28		○	○		
認農	■■　■	61才	6名	有	水稲	０．９０ ha	水稲 露地野菜 施設野菜	５．００ ０．３２ ０．１０ ha	有	低コスト化	継続					
	■■　■	52才	5（8）名	有	水稲	１．１３ ha	水稲 施設野菜	４．４４ ０．５０ ha	有	複合化 低コスト化	26～ 27～					
認農	■■　■	44才	5（32）名	無	水稲 施設野菜 露地野菜	１．２０ １．７０ １．５０ ha	水稲 施設野菜 露地野菜	１．２０ ２．００ ５．００ ha	有	６次産業化 低コスト化 法人化	継続					
認農	■■　■	56才	2（1）名	無	水稲 施設果樹・野菜 露地野菜 (市民農園)	０．２５ ０．３５ ０．０５ ha	水稲 施設果樹・野菜 露地野菜 (市民農園)	３．００ ０．３５ ０．２０ ha	有	複合化 低コスト化	27～ 継続		○	○		
認農	■■　■	59才	2名	無	水稲	２．６４ ha	水稲	１０．００ ha	有	高付加価値化 低コスト化	29 28					
認農	■■　■■	51才	2（7）名	無	施設野菜	０．３５ ha	施設野菜	０．３５ ha	有	高付加価値化 低コスト化	33					

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
認農	■■　■■	65 才	2（3）名	無	水稲 くわい 露地野菜	1．72 0．05 0．08 ha	水稲 くわい 露地野菜	2．50 0．15 0．08 ha	無	高付加価値化	24～			○		
認農	■■　■■ ■■　■■ ■■　■■	50 50 75 才	3 名	無	水稲 露地野菜	7．396 0．805 ha	水稲 露地野菜	10．00 0．245 ha	有	高付加価値化 低コスト化	28		○	○		
認農	■■　■■	67 才	3（8）名	無	くわい 観光農園 水稲	0．22 0．15 1．13 ha	くわい 観光農園 水稲	0．40 0．15 1．50 ha	無	低コスト化 多角化	継続 19～			○		
	■■　■■	36 才	4（4）名	無	施設花卉 水稲 露地野菜	0．4 0．5 1．0 ha	施設花卉 水稲 露地野菜	0．6 0．5 5．0 ha	有	高付加価値化 低コスト化 法人化	17～ 17～ 32		○	○		
認農	■■　■■	60 才	4 名	有	水稲 施設野菜 露地野菜	0．91 0．17 0．64 ha	水稲 施設野菜 露地野菜	0．91 0．17 0．64 ha	有	高付加価値化 低コスト化	29		○	○		
認農	■■　■	41 才	4（5）名	無	水稲 花卉 野菜苗 堆肥作り	0．45 0．29 0．27 ha	水稲 花卉 野菜苗 堆肥作り	0．45 0．29 0．27 ha	無	高付加価値化 低コスト化	29 継続					
認農	■■　■ ■■　■■	55 27 才	3 名	有	水稲 施設野菜 露地野菜	0．825 0．280 0．480 ha	水稲 施設野菜 露地野菜	0．825 0．310 0．450 ha	無	高付加価値化	30		○			

【　記載上の注意　】

※　「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体な
どの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。

※　「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※　「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。

※　計画欄については、現状から概ね５年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）

※　「新規就農・６次産業化・・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※　「その他」には、６次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※　「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2．1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）			農地面積	貸付時期
■■　■■	68 才	水稲 露地野菜	０．２９３ ０．１８６ ha	水稲 露地野菜	０．１６８ ０．１８６ ha	０．１２５ ha	有	０．１２５ ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	

※　筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		・JA南彩岩槻農産物集出荷場の建設と併せて、環境保全型農業への取組を進め、野菜の高付加価値化を目指す。 ・水稲についても、蓮華米など環境に優しい農業を推進していく。
複合化		
6次産業化		
高付加価値化	○	
新規就農の促進		
その他［　］		

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者（氏名）	耕地地番	地目	地名、地番、大字、字、集落番号		貸付等の区分（㎡）			貸付等の予定年度	農地中間管理機構への貸付を予定
					貸付	作業委託	売渡		
■■　■■	■■■－■	田	岩槻区横根	上平沼	1,226				○
	■■■－■	田	岩槻区横根	上平沼	29				○

【　記載上の注意　】

※　「５．近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※　国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※　農地利用図の添付は必須ではありません。

（参考様式第1号）

人・農 地 プ ラ ン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）	更新年月（○回目）
さいたま市	中部地域	平成27年12月			

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
認農法	■■■■■■■■■■（■■　■■）	65 才	4（25）名	有	施設野菜 露地野菜 くわい	0．80 2．00 0．50 ha	施設野菜 露地野菜 くわい	0．80 4．00 0．50 ha	有	低コスト化 法人化	継続		○			
認農	■■　■■	39 才	6（2）名	無	施設野菜 露地野菜	0．13 3．50 ha	施設野菜 露地野菜	0．20 6．00 ha	有	低コスト化	21～		○	○		
	■■　■	51 才	3（12）名	無	施設野菜 露地野菜	0．25 0．60 ha	施設野菜 露地野菜	0．25 0．65 ha	有	低コスト化	継続			○		
認農	■■　■■	60 才	2 名	有	水稲 露地野菜 施設野菜 養鶏	0．92 1．70 0．05 120羽 ha	水稲 露地野菜 施設野菜 養鶏	2．00 2．50 0．05 300羽 ha	有	6次産業化 低コスト化	継続			○		
認農	■■　■	63 才	3（1）名	無	露地野菜 露地苗木 施設野菜	0．60 0．25 0．07 ha	露地野菜 露地苗木 施設野菜	1．05 0．40 0．10 ha	有	低コスト化	継続					
認農	■■　■	35 才	4（8）名	有	施設野菜 露地野菜 植木・枝物	0．65 0．30 0．53 ha	施設野菜 露地野菜 植木・枝物	1．00 0．50 0．48 ha	有	6次産業化 複合化 低コスト化 法人化 多角化	20～ 16～ 16～29 25～		○			
認農	■■　■■	43 才	3（7）名	無	水稲 施設野菜 露地野菜 くわい	0．55 0．15 0．42 0．56 ha	水稲 施設野菜 露地野菜 くわい	0．45 0．30 0．62 0．66 ha	有	高付加価値化 複合化 低コスト化	継続 継続 28		○	○		

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
認農	■■　■■	48 才	3 名	無	露地野菜 果樹 その他	2．195 0．300 0．015 ha	露地野菜 果樹 その他	1．835 0．600 0．075 ha	無	低コスト化 ブランド化	23～					
認農	■■　■■	44 才	4 （12） 名	有	観光果樹園 苗木生産 露地野菜	3．15 0．50 0．20 ha	観光果樹園 苗木生産 露地野菜	3．65 0．50 0．20 ha	有	６次産業化 高付加価値化 多角化	25～ 25～ 10～					
認農	■■　■	63 才	2 （3） 名	無	施設花卉	1．48 ha	施設花卉	1．48 ha	無	低コスト化 法人化	継続 32					
認農	■■　■■	46 才	3 （1） 名	無	水稲 植木 露地野菜	1．19 0．76 ha	水稲 植木 ネギ	1．19 0．60 2．00 ha	有	低コスト化 法人化	27～ 33		○	○		
認農	■■　■■	49 才	1 （1） 名	無	露地野菜	0.13 ha	露地野菜	3.00 ha	有	新規就農	28		○	○		
認就	■■　■■	42 才	2 名	無	露地野菜	0．32 ha	露地野菜	0．62 ha	無	新規就農	27	○				
認就	■■　■■	45 才	1 （1） 名	無	施設野菜	0．12 ha	施設野菜	0．24 ha	有	新規就農	24	○				
認就	■■　■■	44 才	3 名	有	露地野菜	0．38 ha	露地野菜	1．25 ha	無	新規就農	28	○				
認就	■■　■■	26 才	3 （1） 名	無	施設花卉 水稲	0．186 0．600 ha	施設花卉 水稲	0．30 0．60 ha	無	新規就農	28	○				

【　記載上の注意　】

※　「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体な
　どの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。
※　「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
※　「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
　　集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
※　計画欄については、現状から概ね５年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）
※　「新規就農・６次産業化・・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
※　「その他」には、６次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
※　「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2．1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）			農地面積	貸付時期
■■ ■■	72 才	水稲 露地野菜･植木	０．５６ ０．４６ ha	露地野菜･植木	０．４６ ha	０．５６ ha	有	０．５６ ha	
■■ ■■	87 才	露地野菜・植木	０．６９２ ha	露地野菜・植木	０．４９２ ha	０．２００ ha	有	０．２００ ha	H28年秋以降
■■ ■■	64 才	水稲	０．３８４ ha	無	０．００ ha	０．３８４ ha	有	０．３８４ ha	
■■ ■■	71 才	水稲	０．１０９ ha	無	０．００ ha	０．１０９ ha	有	０．１０９ ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	

※　筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		・中部地域には新規就農の方が多いため、今後は話し合いを通じ地域の担い手の意向を踏まえながら、新規就農の方が就農しやすい地域づくりに取り組む。
複合化		
6次産業化		
高付加価値化		
新規就農の促進	○	
その他［　］		

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者（氏名）	耕地地番	地目	地名、地番、大字、字、集落番号		貸付等の区分（㎡）			貸付等の予定年度	農地中間管理機構への貸付を予定
					貸付	作業委託	売渡		
■■　■■	■■■	田	緑区南部領辻	明神下	937				○
	■■■－■	田	緑区南部領辻	明神下	436				○
	■■■－■	田	緑区南部領辻	五斗蒔下	571				○
	■■■－■	田	緑区南部領辻	五斗蒔下	1,349				○
	■■■－■	田	緑区南部領辻	五斗蒔下	1,404				○
	■■■－■	田	緑区南部領辻	五斗蒔下	877				○
■■　■■	■■■■	畑	緑区大牧	女躰下	2,000			平成28年秋以降	○
■■　■■	■■■■－■	田	浦和区大原	４丁目	558				○
	■■■■－■	田	浦和区大原	４丁目	1,256				○
	■■■■－■	田	浦和区大原	４丁目	1,170				○
	■■■■－■	田	浦和区大原	４丁目	855				○
■■　■■	■■■	田	見沼区上山口新田	屋敷	1,091				○

【　記載上の注意　】

※　「５．近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※　国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※　農地利用図の添付は必須ではありません。

（参考様式第1号）

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）	更新年月（○回目）
さいたま市	西部地域	平成27年12月			

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
認農	■■　■■	78 才	2 名	無	水稲 果樹	０．５４ ０．５０ ha	水稲 果樹	０．５４ ０．５０ ha	無	低コスト化	27～			○		
認農	■■　■■	67 才	4 名	有	水稲 露地野菜	０．３０ ０．２０ ha	水稲 露地野菜 施設野菜	１．３０ ０．４０ ０．２０ ha	有	６次産業化 低コスト化	18～28		○	○		
	■■　■■	45 才	2 名	無	水稲 露地野菜	２．０７ ０．２８ ha	水稲 露地野菜	６．０７ ０．２８ ha	無	低コスト化	継続		○			
認農	■　■■	50 才	1 名	無	水稲 果樹 露地野菜	１．２８ ０．３０ ０．１０ ha	水稲 果樹 露地野菜	３．５０ ０．６２ ０．２０ ha	有	低コスト化	継続		○	○		
認農	■■　■■	50 才	5 名	無	酪農 飼料作物	５６頭 ８．４５ ha	酪農 飼料作物	７０頭 ８．４５ ha	有	６次産業化 低コスト化	31 継続		○	○		
認農	■■　■■	66 才	1 （1） 名	無	水稲	３．６２ ha	水稲	７．００ ha	無	高付加価値化	継続			○		

【　記載上の注意　】

※　「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体な
　どの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。

※　「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※　「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
　集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。

※　計画欄については、現状から概ね５年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）

※　「新規就農・６次産業化・・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※　「その他」には、６次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※　「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		今後、地域の話合いを進め、農地中間管理機構を積極的に活用する意向が強まったら、上記事項へ○をつけていく。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他[右欄に自由に記載]	○	

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）			農地面積	貸付時期
■■　■■	61 才	水稲 露地野菜	０．１８３ ０．２１４ ha	水稲 露地野菜	０．０１９ ０．２１４ ha	０．１６４ ha	有	０．１６４ ha	
■■　■■	69 才	露地野菜	０．１５９ ha	無	０ ha	０．１５９ ha	有	０．１５９ ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	

※　筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		・直売所や公共施設での農産物の販売など、販路拡大を目指す。 ・農地の活用方法として市民農園についても検討を行う。
複合化		
6次産業化		
高付加価値化		
新規就農の促進		
その他［　　］	○	

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者（氏名）	耕地地番	地目	地名、地番、大字、字、集落番号		貸付等の区分（㎡）			貸付等の予定年度	農地中間管理機構への貸付を予定
					貸付	作業委託	売渡		
■■　■■	■■■	田	西区中野林	中郷	726				○
	■■■-■	田	西区中野林	中郷	912				○
■■　■■	■■	畑	西区塚本町	１丁目	1,592				○

【　記載上の注意　】

※　「５．近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※　国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※　農地利用図の添付は必須ではありません。

人・農地プラン(案)一覧

項目		西部地域	中部地域	東部地域
1．今後の地域の中心となる経営体（担い手）		6人	16人	15人
2．1から見た地域における担い手の確保状況		担い手はいるが十分ではない	担い手はいるが十分ではない	担い手はいるが十分ではない
3．将来の農地利用のあり方				
	担い手に集積・集約化する	○	○	○
	担い手の分散錯圃を解消する	○	○	○
	新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	○	○
	耕作放棄地を解消する	○	○	○
	その他[自由に記載]	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。
4．3についての農地中間管理機構の活用方針				
	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	－	○	○
	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	－	○	○
	担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	－	○	○
	その他[自由に記載]	今後、地域の話合いを進め、農地中間管理機構を積極的に活用する意向が強まったら、上記事項へ○をつけていく。	－	－
5．近い将来農地の出し手となる者と農地		2人	4人	1人
6．今後の地域農業のあり方				
	取組事項	－	－	－
	生産品目の明確化	－	－	－
	複合化	－	－	－
	6次産業化	－	－	－
	高付加価値化	－	－	○
	新規就農の促進	－	○	－
	その他	○	－	－

参考資料1

人・農地プラン(案)一覧

項目		西部地域	中部地域	東部地域
	コメント	・直売所や公共施設での農産物の販売など、販路拡大を目指す。 ・農地の活用方法として市民農園についても検討を行う。	・中部地域には新規就農の方が多いため、今後は話し合いを通じ地域の担い手の意向を踏まえながら、新規就農の方が就農しやすい地域づくりに取り組む。	・JA南彩岩槻農産物集出荷場の建設と併せて、環境保全型農業への取組を進め、野菜の高付加価値化を目指す。 ・水稲についても、蓮華米など環境に優しい農業を推進していく。

参考資料２

人・農地プランの見直しに向けた地域の話合い

議事録（西部地域）

１．日時

平成２８年7月１４日（木）１０：００～１２：００

２．場所

見沼グリーンセンター会議室

３．出席者

区分	人数
農業者（農業委員、認定農業者）	８名
農地の出し手	１名
その他	１名
さいたま農業協同組合	２名
農地中間管理機構（農林公社）	２名
さいたま農林振興センター	２名
さいたま市農業委員会事務局	１名
さいたま市農業政策課	６名
合計	２３名

４．制度説明

農地中間管理事業、農業委員会法の改正及び人・農地プランについて制度の説明を行った。制度への質疑については、下記のとおり回答があった。

（１）農地中間管理事業を利用した法人参入の例があったが、他の地域でも話が進んでいるものはあるか？

羽生市はイオンが農業法人をつくり、水稲を行っている。また、イオンは他の地域で野菜も作っている。羽生市の別の地域では、有機野菜を生産販売する企業もある。その他、農家の人が法人を作って取り組んでいるところも出始めている（農林公社）。

（２）農地中間管理機構は受け手をどう募集しているのか？それとも受け手を待っている状態なのか？成功事例については企業から問い合わせがあったのではないか。出し手の情報をインターネットで流すなどしていないのか。

狭山の事例は、企業が埼玉県の農林部に相談に来られた。担当部署の農業支援課から狭山市に話を持っていき、農業委員に了解を得て地区の話合

いを行い、企業が欲しいと思っている地域で、農地を募って行った。
　羽生市の場合は、市が企業誘致に力を入れており、先に土地を確保し、基盤整理を行っていた。その上で、農業支援課等と連携し誘致を行った。
　所有者に対して説明会を行っても、なかなか人が集まらない状況。そのため、川島町では、大規模農家に直接働きかけをして、まず参加してもらうところから始めているところ（農林公社）。
　※【補足】出し手の情報については、農地中間管理機構のホームページにて公募を行っている。

（３）小規模の農地の出し手が今後増えると思うが、それらをどうまとめていくかについて機構として考えはあるか。

　まずは、田圃と畑を分けて考えたい。平成 30 年問題として、まず田圃をどうにかしなければいけない。小規模農家といっても、農地を拡大しても問題ない能力の農業機械を所有している方がいるので、農地中間管理事業を利用して集積を図れるのではないかと考えている。田圃については、機械の能力に見合った集積を行うことで、今ある人力や機械で集積が行えると考えている（農林公社）。

（４）農地の借り手を探すことに苦労した。西区は東京に近いため、市民農園としての農地の活用も考えているが、農地中間管理機構はそういった相談に対応しているか？

　相談はあるが、残念ながら相談に乗れない。農地中間管理機構が貸し付ける相手の要件は耕作者となっており、貸農園の類のものは対象にならない（農林公社）。
　借り手を見つけるのは難しい。どういう風に借り手を探しているかというと、一般論だが、まずは知り合いや親戚、そういった方に頼めない方は、地域で大きくやっている方や農業委員会、農政課に相談していると思う。規模拡大をしたいという人が地区内にいない場合は、地区外で探す。農地中間管理機構は幅広く募集する公募を行っているので、公募を活用するのも手段の一つだと考える。ただ、借り手側にも条件があるため、小さい農地が分散している等は難しい。そのため、地域で集積していくという取り組みが大事である（さいたま農林振興センター）。

（５）お金を払って土地を借りている人はいるのか。私の地域では無料で貸しているし、借り手側から、草刈りなどもやるようにいわれている場合もある。そういった現状をご存知か。

　賃料が無料のところもあり、そういった現状は知っている。また、他県では地主が払っている、ということを聞いたことはあるが、さいたま市は

初耳である（農林公社）。

（６）農地中間管理機構を利用した場合、水利費等はどのように対応されるのか？水路の補修はどちらが負担するのか。

農用地利用権設定等申出書の後ろに共通事項が書いてあり、その中に水利費をどうするかが書いてある。内容は地区によって決める。多くの地区が水利費は所有者負担になっている。少ないが、耕作者が負担しているところもある。水路の補修については農地耕作条件改善事業という国庫事業がある。埼玉県では２つの手法で行っている。１つは田圃の均平化。10ａあたり 10 万円の定額助成となっており、工事費が 10 万円に収まれば地元の費用負担がない。また、事業実施主体は農地中間管理機構となる。排水路の補修は２分の１の補助。事業実施主体には、農地中間管理機構だけでなく、市町村や土地改良区もなれる。残念ながら、農地中間管理機構は工事費を負担するだけの財源がないため農地中間管理機構が事業実施主体になって排水路の補修事業を行うことはできない。県内の地域によっては市町村や土地改良区が事業実施主体になり、２分の１の補修事業に取り組んでいるところもある。この事業は農地中間管理事業に取り組んだ地区が対象となる。農地中間管理事業に取り組んでいる度合いが濃いところが優先になる（農林公社）。

（７）水路の整備を地域の組合等に支払わせていること自体問題だと思う。どうなのか。

農業環境整備課で用排水路の整備等は行っているが、全地域では整備ができない現状である。圃場の整備ができないと農業ができないとのことだが、市としては緊急性等などを判断して行っている（農業政策課）。

５．地域の話合い

（１）今後の地域の中心となる経営体

今回、今後の地域の中心となる経営体への位置づけ希望者を調査した結果、認定農業者等より６名の方が手を挙げた。この６名については、人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体として位置づけることについて、地域の合意を得られた。なお、位置づけ希望者で欠席された方については農業政策課より紹介をおこなった。

（２）担い手の確保状況

地域の担い手の確保状況については、６名の位置づけ希望者がいたものの、西部地域全体でみると、担い手はいるが十分ではないが適当とすることに対し、出席者からの反対意見はなかった。

（３）近い将来農地の出し手となる者と農地

現在、２件の貸付意向申出書の提出を受けている。田んぼを 0.164ha、畑を 0.159ha 農地中間管理機構への貸し付けを希望している。

今回、話合いの中で借受希望はなかったため、出席者で借受希望があった場合は農業政策課まで後日連絡をいただくよう依頼した。また、周囲に借受を検討いただける方がいれば、この農地について情報提供をしていただくよう依頼した。

（４）将来の農地利用のあり方

【取組事項】
担い手に集積・集約化する
担い手の分散錯圃を解消する
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
耕作放棄地を解消する

将来の農地利用のあり方について、昨年度と同じ全ての取組事項に〇をつけることに対し、出席者からの反対意見はなかった。また、内容について特に意見はなかった。

（５）農地中間管理機構の活用方針

【取組事項】
農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農地中間管理機構の活用方針については、農地中間管理機構の活用は最後の手段であり、その前に対応が必要という意見がでたため、今回もその他に〇をつけることとなった。出席者からの意見については、下記のとおり。

・農林公社に頼るのは最後の手段だと考えている。その前の対策が必要。生産指導もなくなっている、販売できる施設もできてない。後継者も、急に親が亡くなった時に聞く人がいない状況。近所の人が教えてあげられる状況ではない。県の普及員が前は町村単位にいたが、今は人数がとても少ない。それに代わるように農協にも指導をお願いしているところ。地域にあった指導がしてもらえない状況。農地の利用のあり方、機構の活用方針はどうしても農地の管理ができないときに初めて考えなければいけないこ

と。

（６）今後の地域農業のあり方

【取組事項】
生産品目の明確化・複合化・６次産業化
高付加価値化・新規就農の促進

今後の地域農業のあり方については、出席者の意見を踏まえ、その他に○をつけるものとする。出席者からの意見については、下記のとおり。

・地代は払うので、市役所等で販売したい。ＪＡさいたまは県庁の一部を使って年４，５回朝市を行っている。同様のことを 10 区で行う。広い空間を利用して、大規模スーパーではできない人と人の交流がある販売を行いたい。
・農地の活用方法として市民農園の話が出たが、複合化の考え方の中で、地域の方向性の一つとして市民農園もいれる。

（７）その他の意見
・地域の費用負担が発生する事案があった場合、これ以上お金を出してまで農業をやるという人がいないと思う。農地の借り手が全部出してくれるのか。こういった問題を検討すべきではないか。これ以上負担が増えても農業をやるという所有者はいないと思う。
・貸す方から何年か後に買うこともできるというシステムに変えていく。何年も借りると所有したいという方が多い。
・耕作放棄地について、企業が入ってという話が出たが、そうではなくて、行政が窓口になり、ボランティアを使うなどしてやってはどうか。
・ファーマーズマーケット、道の駅などを行政の施設の中の一部を使ってでもいいから作ることが大事。土日市役所を販売場所として貸しだすなどして、売り先を確保すれば、高齢者が小規模でも販売ができるため、野菜を作ることができる。
・さいたま市は消費地なのに、市内農産物が余る状況はおかしいのでは。市長も地産地消を進めると会議で言ってくれるが、学校給食でも予算が足りないといって使ってもらえない。遊休農地ができない方策を進めてほしい。

人・農地プランの見直しに向けた地域の話合い

議事録（中部地域）

１．日時

平成２８年７月１４日（木）１４：００～１６：３０

２．場所

見沼グリーンセンター会議室

３．出席者

区分	人数
農業者（農業委員、認定農業者、新規就農者）	１８名
農地の出し手	１名
その他	２名
さいたま農業協同組合	５名
農地中間管理機構（農林公社）	１名
さいたま農林振興センター	２名
さいたま市農業委員会事務局	１名
さいたま市農業政策課	７名
合計	３７名

４．制度説明

農地中間管理事業、農業委員会法の改正及び人・農地プランについて制度の説明を行った。制度への質疑については、地域の話合いの中で行い、下記のとおりの回答があった。

（１）農業者年金制度に加入しており、息子に経営移譲しているが、現状として息子が農業を行っていない人の土地は農地中間管理機構で集積することはできるか？

> きちんと手続きをとれば、農業者年金や贈与税・相続税の猶予は引き続き受けられる。（農林公社）。
> 具体的な内容を伺い、整理したうえで事務局にて回答したい（農業委員会事務局）。

（２）さいたま市の農地中間管理事業の実績はどうなっているか？

> さいたま市の平成 27 年度の農地中間管理事業の利用実績は、緑区と見沼区で３名、面積は 5,560 ㎡となっている。平成 28 年度については、中部地域の２人について、農地中間管理事業の手続きを行っているところ。平成 28 年３月末で農地の出し手は、中部地域は見沼区４名、緑区４名い

らっしゃる（農業政策課）。

（３）地域の話合いでは、個々の事例の話ではなく大規模で進めるのか、小規模で進めるのかといった全体の計画を決めなくてよいのか。

中部地区の今後の農地利用のあり方について、大規模・小規模でやるかということは各生産者の規模等がありどちらかに決めるのは難しいと思う。今回の話合いの場には、認定農業者の方、新規就農者の方が多くいらっしゃる。この方たちは、経営規模拡大を図っていくという考えの方が多いかと思う。人・農地プランの項目の中では、集積・集約化していくことが、規模を拡大していくという方向になると思う（農業政策課）。

小規模か大規模かということより、経営が成り立つかどうかが大切だと考える。平成 26 年の米の収支の資料を見ていただきたい。経営規模が 15ha 以上の農家は支出を収入が上回っているが、それ以下の経営規模の農家は支出が上回る。平成 30 年から、行政が米の生産調整から手を引くため、米の価格は下がる方向に進むと考えられ、それ以降、遊休農地が増えると思われる。農地を荒らさないためにも、生業として生計していく基盤を作ることが大切だと考える。小規模か大規模かというより水田農業なのか、畑作農業なのかを考えていただきたい。水田農業は 15ha 以上ないと経営が成り立っていかない。畑は地域の品目を選定したり、個々の事例をみていかないといけないと思う（農林公社）。

（４）農地中間管理機構には借り手がいないと土地が貸せない。出し手がいた場合、常にすぐ借りてもらえるような体制を作ってほしい。

制度的にはそうなっているが、現実は国費をもらって事業を運営している。農地を管理するだけの期間分は国から予算はでない。自主財源がないので、運営することが不可能となる。農地中間管理機構に書類を出すときにはマッチングが終わった状態にしていただきたい（農林公社）。

（５）法人として農業に新規参入する際に、要件として営農経験はどこにもかいていない。要件はきちんと明示してもらいたい。また、これらの基準は何か。

農地中間管理事業応募申込書（様式９）には機械の装備や農業経験を記入する欄があるが、「農業経験は何年でどういう機械を何台持っていないとだめ」というような判断基準は無い。書類の計画を見て、その内容で、作物の作付・栽培・収穫ができるかどうか判断している。（農林公社）。

５．地域の話合い

（１）今後の地域の中心となる経営体

今回、今後の地域の中心となる経営体への位置づけ希望者を調査した結果、認定農業者等より 16 名の方が手を挙げた。この 16 名については、人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体として位置づけることについて、地域の合意を得られた。なお、位置づけ希望者で欠席された方については農業政策課より紹介をおこなった。

（２）担い手の確保状況

地域の担い手の確保状況については、16 名の位置づけ希望者がいたものの、東部地域全体でみると、担い手はいるが十分ではないが適当とすることに対し、出席者からの反対意見はなかった。

（３）近い将来農地の出し手となる者と農地

現在、４件の貸付意向申出書の提出を受けている。田んぼを 1.053ha、畑を 0.2ha 農地中間管理機構への貸し付けを希望している。

今回、話合いの中で借受希望はなかったため、出席者で借受希望があった場合は農業政策課まで後日連絡をいただくよう依頼した。また、周囲に借受を検討いただける方がいれば、この農地について情報提供をしていただくよう依頼した。

（４）将来の農地利用のあり方

【取組事項】
担い手に集積・集約化する
担い手の分散錯圃を解消する
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
耕作放棄地を解消する

将来の農地利用のあり方について、昨年度と同じ全ての取組事項に〇をつけることに対し、出席者からの反対意見はなかった。出席者からの意見については、下記のとおり。

・資料に、機構が農地を貸し付ける要件として農業用機械などの資本装備が適当な水準であることとあるが、法人として農業に新規参入する際に、農地を保有していない中で、最初から資本装備をもつというのは現実的ではない。新規参入したいときに、こういった条件が主要件になってしまうとなかなか借りられない。

（５）農地中間管理機構の活用方針

【取組事項】
農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農地中間管理機構の活用方針については、昨年度と同じ全ての取組事項に〇をつけることに対し、出席者からの反対意見はなかった。また、内容について特に意見はなかった。

（６）今後の地域農業のあり方

【取組事項】
生産品目の明確化・複合化・６次産業化
高付加価値化・新規就農の促進

今後の地域農業のあり方については、昨年度と同じ方向性にすることについて、出席者より反対意見はなかったため新規就農の促進に〇をつけるものとする。また、コメントに６次産業化、企業や産業との連携を追加する方向でまとめることとなった。出席者からの意見については、下記のとおり。

・認定農業者の先輩にこれからの農業は、自分で商品を売り込んで評価してもらわないとだめだとアドバイスいただき、ビジネスマッチングイベントに行き、県内の複数の業者と連携について話をさせていただいた。また、知り合いの企業から福利厚生の一つとして農地でレクリエーションできないかという話もある。販売窓口はあるので、農家と農協と外部の企業などと連携を取っていけば遊休農地の削減にもつながっていくのではないか。

（７）その他の意見

・市街化地域での農業は色々大変なので他の地域で探したいという意見があった。公では言いにくいところもあると思うので、農政課が個々の話を詳しく聞き、どういうところに集積したいのか、どういうところで作りたいのか、どういうものを作りたいのか等マッチングがしやすい条件をつくっていただけるとありがたい。希望を聞き取って農業委員会に情報をもらえれば、農業委員会で土地の紹介や貸し手の紹介ができると思う。

人・農地プランの見直しに向けた地域の話合い

議事録（東部地域）

１．日時

平成２８年7月２８日（木）１４：００～１６：００

２．場所

南彩農業協同組合岩槻和土支店

３．出席者

区分	人数
農業者（農業委員、認定農業者等）	２６名
南彩農業協同組合	３名
農地中間管理機構（農林公社）	２名
さいたま農林振興センター	２名
さいたま市農業委員会事務局	１名
さいたま市農業政策課	５名
合計	３９名

４．制度説明

農地中間管理事業、農業委員会法の改正及び人・農地プランについて制度の説明を行った。制度への質疑については、地域の話合いの中で行い、下記のとおりの回答があった。

（１）畦畔除去の補助について詳しく教えてほしい。

農地耕作条件改善事業のことで、農地中間管理事業を実施している区域において畦畔除去や排水路の改修などに利用できる。事業実施主体は、農地中間管理機構、市町村、土地改良区等となっている。農地中間管理機構が実施主体となっている地区もある。畦畔除去は10ａあたり10万円である。排水路の改修は２分の１の補助。今から要望した場合、実施は早くて平成29年度となる。まずは、農地中間管理事業を実施する必要があるため、事業を実施する地区とどこを均平化するかが決まった時点で申請する形になる。手続きに時間がかかるため、ある程度実施が見込まれる段階になってから対象となる（農林公社）。

北足立管内では、鴻巣市が昨年度と今年度実施している。この事業は農地中間管理事業の実績があるところが対象となる。今後希望がある場合は、まず、農地中間管理事業の見込みを出し、「農地集積を行うので、この地域で畦畔除去を行いたい」という形で、窓口となる市役所に要望して

ほしい。市町村が県に提出し、県が農林公社に提出し、農林公社が国に提出する流れになる（さいたま農林振興センター）。

（２）農地中間管理機構に貸し付けた場合の協力金はどうなるのか？

昨年度までは、全国一律で単価が決まっていたが、今年度から根本的に制度が変わった。具体的には、国から交付金に枠が設定され、新規集積農地面積 10ａあたり５万円が市町村に配分される形になった。新規集積農地面積とは、非認定農業者が認定農業者等に新たに農地中間管理機構を通して貸した農地面積のことである。12 月までの新規集積農地面積を市から報告してもらい、そこから大枠の交付額が決まる。その後、市において、個人や地域への交付単価を決めることになる。そのため、現時点で今年度の単価についてはどの市町村も答えることはできない状況である。

配付した資料の国の交付単価は上限金額である。対象者が多い場合、交付金を割ることになる。昨年度に比べ、一気に金額が減ってしまう。新規集積面積が判明した後、交付単価は各市町村で自由に決めていいことになっているため、市町村は頭を悩ましている状況である（さいたま農林振興センター）。

（３）農地耕作条件改善事業は個人が実施主体になれないか？

要綱上、実施主体は、農地中間管理機構、市町村のほか、土地改良区や農業協同組合等はあるが、公的な組織のみとなっている。主に農地中間管理機構が行うことを想定している。手順としては、やりたい場所を決め市役所に話を持っていく。そうすると、農地中間管理事業の割合を市役所から県に伝え、県から農林公社に伝え、農林公社から国に伝える。国は集積率が高いところを採択するという流れ（さいたま農林振興センター）。

（４）農地中間管理事業を早く進めていく方法はないか？

農地中間管理事業に取り組む場合、話合いが必要だが、話合いの単位として、人・農地プランの単位だと地域が広く、話合いが進まない。他の方法として、個人が自作地を機構に預けて、機構から借りて自作するという形もできる。また、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定をしている場合、合意解除して、所有者から農地中間管理機構に貸し付け、農地中間管理機構から、従前の耕作者に貸すという形も可能である。年々耕作できない方がでてくるが、白紙委任で機構が借りているため、新しい耕作者に貸すことができる。こういった形の場合も、地域でなるべく多くの参加者がいた方が、農地中間管理機構で集積した上で担い手に良い条件で貸すことが可能となるため、多くの方に参加いただきたい（農林公社）。

（５）農地中間管理事業は、ある地区の数人で、という形での利用も可能か。

問題ない。一定地域の中で農地中間管理事業を活用している田圃があり、集積率が高いという状況であれば、農地耕作条件改善事業で採択される可能性はある（農林公社）。

（６）現に農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定をしている場合に、農地中間管理事業に切り替える手続きを教えてほしい。

合意解約書、利用権設定申出書、貸付意向申出書等をそれぞれ提出先に出してもらい同時に進める（農林公社）。

（７）昨年度の説明で、農地中間管理事業を利用する場合、１年のブランクが必要と聞いたが変わったのか。

農地中間管理事業を利用する場合、そのような期間は必要ない。ただし、１年以上利用していない土地について農地中間管理事業を利用すれば新規集積とカウントされ、交付金の対象となるので、そのことではないか（さいたま農林振興センター）。 利用権設定を延長しないで１年間経過すると自作地扱いになり、新規集積になるという話ではないか（農林公社）。

（８）人・農地プランについて、①担い手の承認は毎年度行う必要はあるか、②承認された後、担い手をどこに対してＰＲしているか。

①　担い手の承認を毎年度行うことについて、人・農地プランは毎年度見直しを行うことになっている中で、担い手を辞める方も中にはいらっしゃるし、可能性は低いが「この人は・・・」ということもあるかもしれない。毎年度内容が変わるため、毎回承認が必要だと考えている（農業政策課）。 国は「適正な」人・農地プランの作成という言い方をするようになっている。国から見た「適正」とは毎年度見直しを行うことであり、徹底するよう言われている。毎年度見直しを行わないと、国が「適正な人・農地プラン」と認めないというところをご理解いただきたい。「適正な」人・農地プランがあることが、補助金の条件になってくるため、ご協力をいただきたい（さいたま農林振興センター）。 ②　市役所等に農地の出し手の方が来た際に農地のマッチングの中でご紹介する（農業政策課）。

（９）青年就農給付金をもらうには、人・農地プランの担い手への掲載が要件となっている。見直しは年度１回以上とのことだが、まだ見通しがつか

なかったため、今回見送った者がいる。年度途中で独立できた場合、人・農地プランに追加してもらうことは可能か。

人・農地プランの担い手への掲載は地域の方の承認が必要なため、年度途中の追加はできない。なお、青年就農給付金は、「中心となる経営体として位置づけられることが確実と見込まれる」という形での申請は可能。（農業政策課）

５．地域の話合い

（１）今後の地域の中心となる経営体

今回、今後の地域の中心となる経営体への位置づけ希望者を調査した結果、認定農業者等より 15 名の方が手を挙げた。この 15 名については、人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体として位置づけることについて、地域の合意を得られた。なお、位置づけ希望者で欠席された方については農業政策課より紹介をおこなった。

（２）担い手の確保状況

地域の担い手の確保状況については、15 名の位置づけ希望者がいたものの、東部地域全体でみると、担い手はいるが十分ではないが適当とすることに対し、出席者から反対意見はなかった。

（３）近い将来農地の出し手となる者と農地

現在、１件の貸付意向申出書の提出を受けている。田んぼを 0.125ha 農地中間管理機構への貸し付けを希望している。

今回、話合いの中で借受希望はなかったため、出席者で借受希望があった場合は農業政策課まで後日連絡をいただくよう依頼した。また、周囲に借受を検討いただける方がいれば、この農地について情報提供をしていただくよう依頼した。

（４）将来の農地利用のあり方

【取組事項】 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する 耕作放棄地を解消する

将来の農地利用のあり方について、昨年度と同じ全ての取組事項に〇をつけることに対し、出席者からの反対意見はなかった。出席者からの意見については、下記のとおり。

・「将来の農地利用のあり方」にある「非農家」という表現を別の表記に改めてほしい。

（５）農地中間管理機構の活用方針

【取組事項】
農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農地中間管理機構の活用方針については、昨年度と同じ全ての取組事項に〇をつけることに対し、出席者からの反対意見はなかった。また、内容について特に意見はなかった。

（６）今後の地域農業のあり方

【取組事項】
生産品目の明確化・複合化・６次産業化
高付加価値化・新規就農の促進

今後の地域農業のあり方については、昨年度と同じ方向性にすることについて、出席者より反対意見はなかったため高付加価値化に〇をつけることとなった。出席者からの意見については、下記のとおり。

・昨年度の内容は、水稲について一言も入っていない。今年度は 15 経営体のうち、13 経営体が水稲栽培をしている。また、水田の方が、耕作放棄地が増えていくと思うので、水稲について何か文言を入れてほしい。
・「県特別栽培農産物認証制度への取組」となっているが、農協のブランド化を推進しているところもあることから、「環境保全型農業への取組」など、もう少し広い文言にしたらどうか。
・水稲については、環境保全型の中で蓮華米を作っているので、推進するような文言が入っていればよい。
・他の項目への取組も今後検討していってはどうか。

（７）その他の意見
・制度が変わった場合は、不確定要素があるとしても早め早めに情報提供してほしい。
・地域の農業のプランだと思う。小さくでもいいから「地域と農業」を入れてほしい。

・様式第１号について、農地の出し手は氏名が出ない。土地と土地のマッチングがメインなので、担い手についても経営内容だけ分かれば十分で、氏名を出す必要はないと思う。
・初めて参加したが、若手がこういう中に入っていくのはなかなか難しいかなと思う。新規就農の促進について、新規就農してもすぐに離農してしまったり、うまくいっていない人が多い。皆さんの力で導いていただければと思う。
・私のところに勤めていて独立して農業を始めたいという者がいるが、さいたま市では農地の貸し借りがなかなかうまくいかなくて始められないという状況がある。農業委員にはご協力いただいているが、利用権の設定がうまくいかないということがあるので、皆様のお力をお借りして、新規就農者への支援にご協力いただきたい。

参考資料３

「人・農地プラン」について

平成28年7月14日
見沼グリーンセンター
平成28年7月28日
南彩農業協同組合岩槻和土支店

■説明内容

１．「人・農地プラン」とは？
２．「人・農地プラン」の作成手順
３．さいたま市の「人・農地プラン」の位置づけ
４．さいたま市の現状
５．平成27年度版「人・農地プラン」の内容

1．「人・農地プラン」とは？

未来の設計図

個人では解決が難しい地域の農業に関する問題について地域の皆さんで話合い、「地域の農業のあり方」についてまとめたもの

2．「人・農地プラン」の作成手順

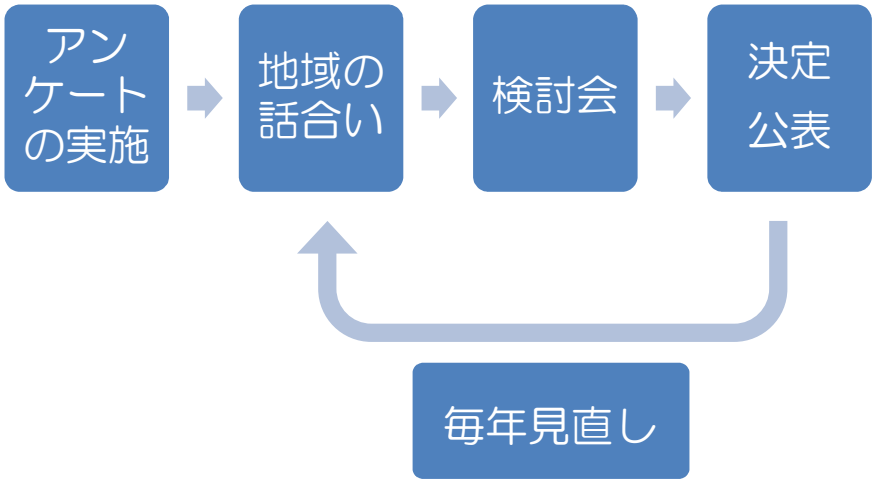

３．さいたま市の人・農地プランの位置づけ

1. ・作成、見直しはきっかけづくり
2. ・課題と意識の共有
3. ・課題解決に向けたそれぞれの役割整理
4. ・農地の集積等、問題解決に向けた行動

４．さいたま市の現状

（平成24年度実施のアンケート結果より）

○10年後には「問題が生じている」７９．４％

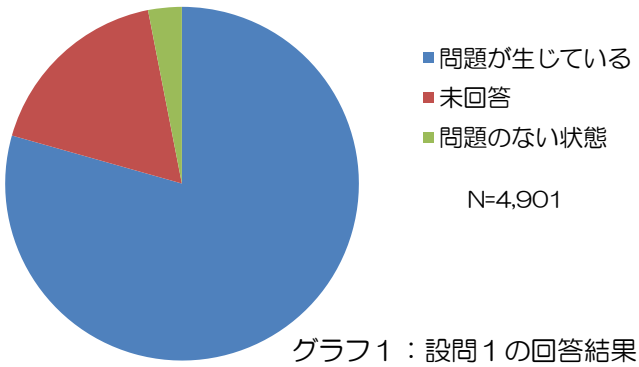

グラフ１：設問１の回答結果

⇒「このままではマズイ」という認識は有る

○「今も地域の中心となる経営体ではなく、将来的にも考えていない」６２．５％

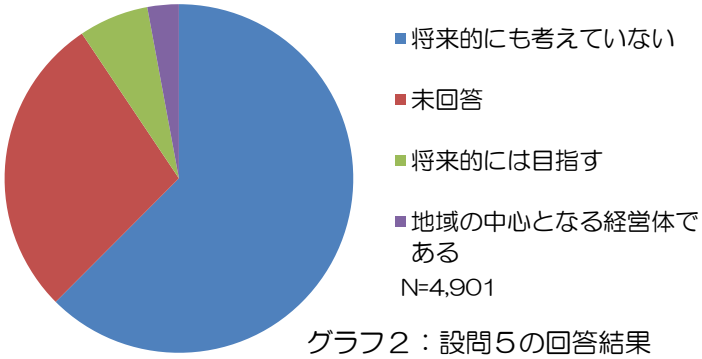

グラフ２：設問５の回答結果

⇒「自分は担い手にならない」という方が多い

○後継者の目処はついていない　４２．９％

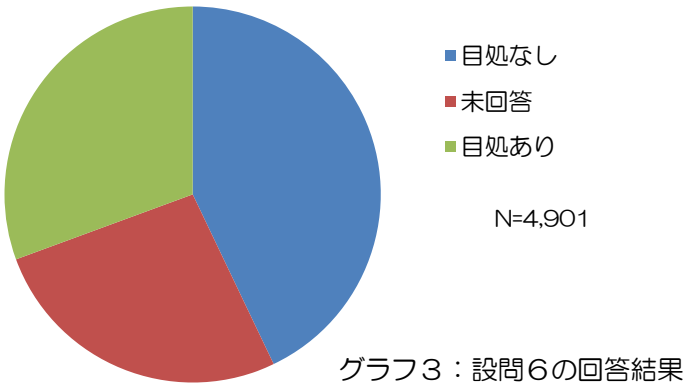

グラフ３：設問６の回答結果

⇒後継者の目処がついていない方が多い

問題及び課題

- 担い手の高齢化や後継者不足に伴う担い手不足
- 遊休農地の増加
- 新規就農者及び後継者の育成

５．平成27年度版「人・農地プラン」の内容

■項目

１．今後の地域の中心となる経営体(担い手)
２．１から見た地域における担い手の確保状況
３．将来の農地利用のあり方
４．３についての農地中間管理機構の活用方針
５．近い将来農地の出し手となる者と農地
６．今後の地域農業のあり方

項目１　今後の地域の中心となる経営体

・4名

項目２　１．から見た地域における担い手の確保状況

・担い手はいるが十分ではない

西部

項目３　将来の農地利用のあり方

・担い手に集積・集約化する　　〇
・担い手の分散錯圃を解消する　　〇
・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約する　〇
・耕作放棄地を解消する　〇
・その他
　・非農家で農地を相続した場合や高齢となり耕作できない状況になった場合など、耕作放棄地化する可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。

西部

項目４　３．についての農地中間管理機構の活用方針

・その他に〇

・今後、地域の話合いを進め、農地中間管理機構を積極的に活用する意向が強まったら、上記事項へ〇をつけていく。

西部

項目５　近い将来農地の出し手となる者と農地

・なし

項目６　今後の地域農業のあり方

・その他に〇

・西部地域は、大部分が水稲地域であるため、特に水稲について他市の先進事例も参考に、企業参入や担い手への集積について検討を行う。

・農産物の販路拡大のため直売所やＩＴを活用したＰＲについても検討を行う。

西部

地域の話合い

「人・農地プラン」について

平成28年7月14日
見沼グリーンセンター
平成28年7月28日
南彩農業協同組合岩槻和土支店

■説明内容

1．「人・農地プラン」とは？
2．「人・農地プラン」の作成手順
3．さいたま市の「人・農地プラン」の位置づけ
4．さいたま市の現状
5．平成27年度版「人・農地プラン」の内容

1．「人・農地プラン」とは？

未来の設計図

個人では解決が難しい地域の農業に関する問題について地域の皆さんで話合い、「地域の農業のあり方」についてまとめたもの

2．「人・農地プラン」の作成手順

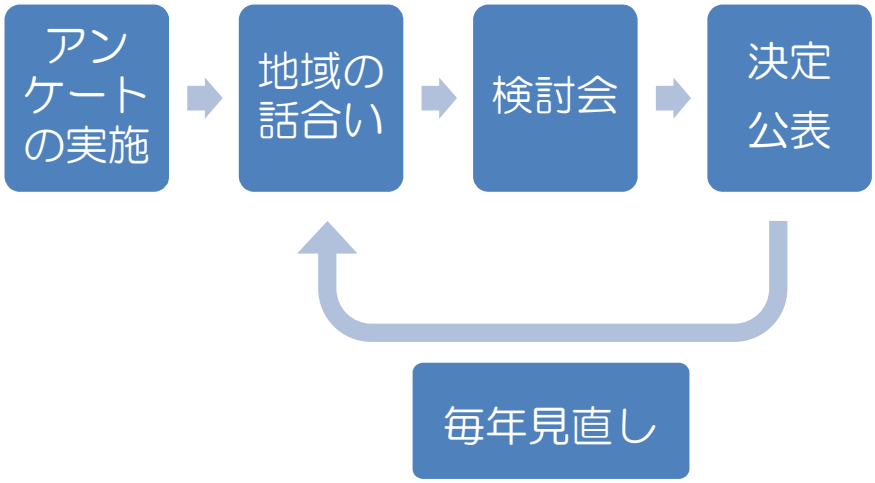

３．さいたま市の人・農地プランの位置づけ

1. ・作成、見直しはきっかけづくり
2. ・課題と意識の共有
3. ・課題解決に向けたそれぞれの役割整理
4. ・農地の集積等、問題解決に向けた行動

４．さいたま市の現状

（平成24年度実施のアンケート結果より）

○10年後には「問題が生じている」７９．４％

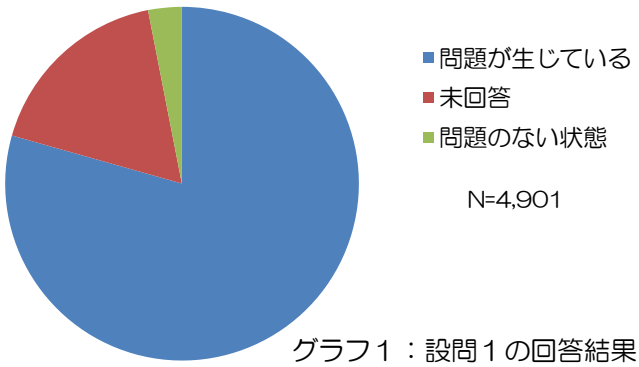

グラフ１：設問１の回答結果

⇒「このままではマズイ」という認識は有る

○「今も地域の中心となる経営体ではなく、将来的にも考えていない」６２．５％

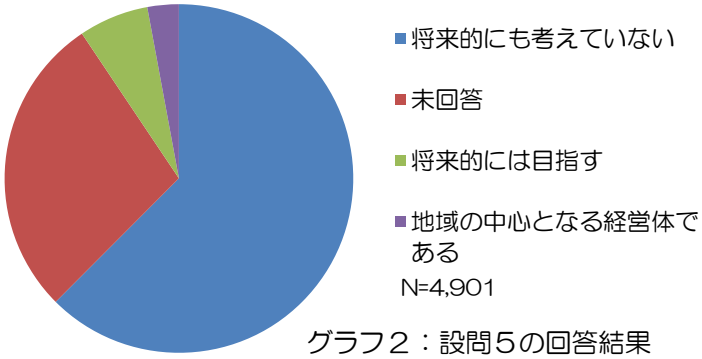

グラフ２：設問５の回答結果

⇒「自分は担い手にならない」という方が多い

○後継者の目処はついていない　４２．９％

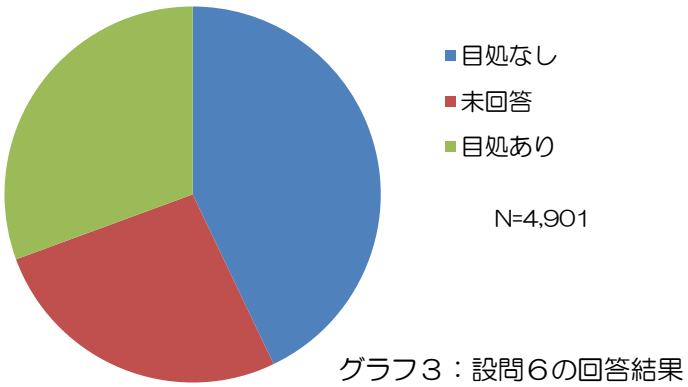

グラフ３：設問６の回答結果

⇒後継者の目処がついていない方が多い

問題及び課題

- 担い手の高齢化や後継者不足に伴う担い手不足
- 遊休農地の増加
- 新規就農者及び後継者の育成

５．平成27年度版「人・農地プラン」の内容

■項目

１．今後の地域の中心となる経営体(担い手)
２．１から見た地域における担い手の確保状況
３．将来の農地利用のあり方
４．３についての農地中間管理機構の活用方針
５．近い将来農地の出し手となる者と農地
６．今後の地域農業のあり方

項目１　今後の地域の中心となる経営体

・１０名

項目２　１．から見た地域における担い手の確保状況

・担い手はいるが十分ではない

中部

項目３　将来の農地利用のあり方

・担い手に集積・集約化する　　〇
・担い手の分散錯圃を解消する　　〇
・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約する　〇
・耕作放棄地を解消する　〇
・その他　非農家で農地を相続した場合や高齢となり耕作できない状況になった場合など、耕作放棄地化する可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。また、若い担い手より要望の多い勉強会などの開催も検討する。

中部

項目４　３．についての農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける　〇
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける　〇
・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける　〇

中部

項目５　近い将来農地の出し手となる者と農地

・2名　（1.12ha）

項目６　今後の地域農業のあり方

・新規就農の促進に〇
　・特に中部地域には新規就農の方が多いため、今後は話し合いを通じ地域の担い手の意向を踏まえながら、新規就農の方が就農しやすい地域づくりに取り組む。

中部

地域の話合い

「人・農地プラン」について

平成28年7月14日
見沼グリーンセンター
平成28年7月28日
南彩農業協同組合岩槻和土支店

■説明内容

1．「人・農地プラン」とは？
2．「人・農地プラン」の作成手順
3．さいたま市の「人・農地プラン」の位置づけ
4．さいたま市の現状
5．平成27年度版「人・農地プラン」の内容

1．「人・農地プラン」とは？

未来の設計図

個人では解決が難しい地域の農業に関する問題について地域の皆さんで話合い、「地域の農業のあり方」についてまとめたもの

2．「人・農地プラン」の作成手順

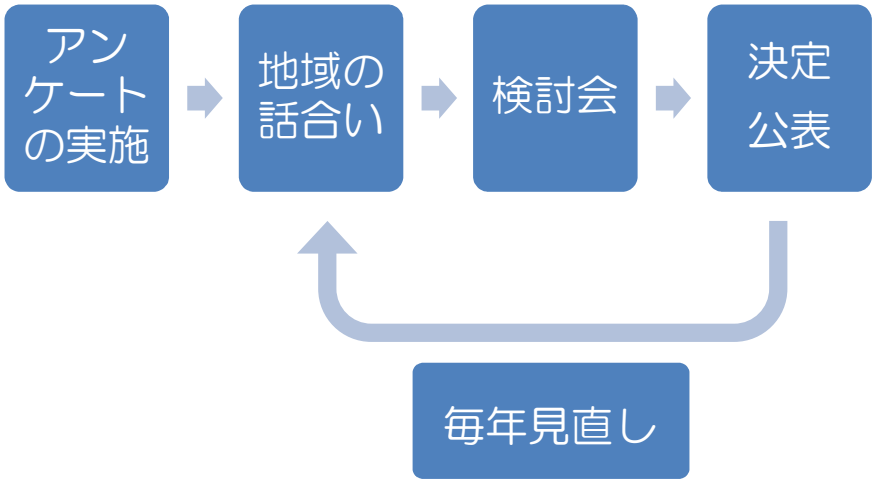

３．さいたま市の人・農地プランの位置づけ

1. ・作成、見直しはきっかけづくり
2. ・課題と意識の共有
3. ・課題解決に向けたそれぞれの役割整理
4. ・農地の集積等、問題解決に向けた行動

４．さいたま市の現状

（平成24年度実施のアンケート結果より）

○10年後には「問題が生じている」７９．４％

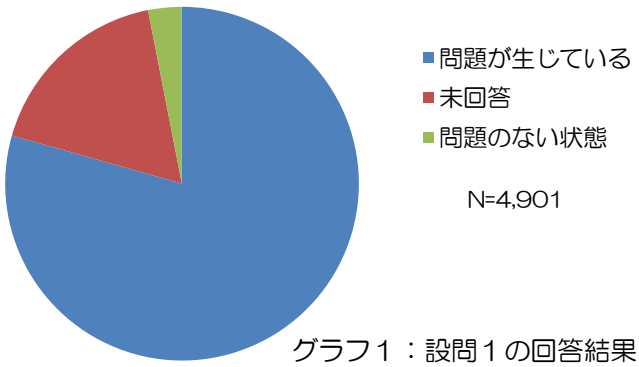

グラフ１：設問１の回答結果

⇒「このままではマズイ」という認識は有る

○「今も地域の中心となる経営体ではなく、将来的にも考えていない」６２．５％

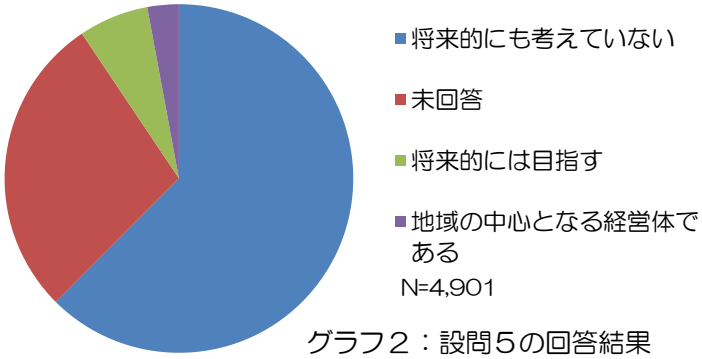

グラフ２：設問５の回答結果

⇒「自分は担い手にならない」という方が多い

○後継者の目処はついていない　４２．９％

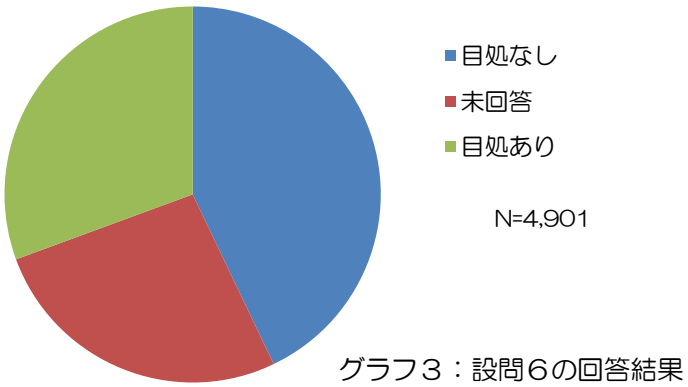

グラフ３：設問６の回答結果

⇒後継者の目処がついていない方が多い

問題及び課題

- 担い手の高齢化や後継者不足に伴う担い手不足
- 遊休農地の増加
- 新規就農者及び後継者の育成

５．平成27年度版「人・農地プラン」の内容

■項目

１．今後の地域の中心となる経営体(担い手)
２．１から見た地域における担い手の確保状況
３．将来の農地のあり方
４．３についての農地中間管理機構の活用方針
５．近い将来農地の出し手となる者と農地
６．今後の地域農業のあり方

項目１　今後の地域の中心となる経営体

・７名

項目２　１．から見た地域における担い手の確保状況

・担い手はいるが十分ではない

東部

項目３　将来の農地利用のあり方

・担い手に集積・集約化する　　〇
・担い手の分散錯圃を解消する　　〇
・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約する　〇
・耕作放棄地を解消する　〇
　・非農家で農地を相続した場合や高齢となり耕作できない状況になった場合など、耕作放棄地化する可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。また、より地域の特性を活かした話合いができるよう、狭い範囲での話合いの開催も検討する。

東部

項目４　３．についての農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける　〇
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける　〇
・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける　〇

東部

項目５　近い将来農地の出し手となる者と農地

・なし

項目６　今後の地域農業のあり方

・高付加価値化に〇
　・JA南彩岩槻農産物集出荷場の建設と併せて、県特別栽培農産物認証制度への取組を強化し、野菜の高付加価値化を目指す。

東部

地域の話合い

参考資料４

人・農地プラン審議会用基礎データ

	西部地域 【西区、桜区】	中部地域 【北区、大宮、見沼、中央、浦和、南、緑区】	東部地域 【岩槻区】	市全体
担い手状況（※１）	認定農業者 ２６名 ２１経営体 (西　区　19/16) (桜　区　　7/５) 新規就農者 ２名	認定農業者 ９６名 ８５経営体 (見沼区　47/37) (緑　区　39/38) (北　区　　5/5　) (南　区　　4/4　) (中央区　　1/1　) 新規就農者 ５名 新規就農者（予定） ３名	認定農業者 ８０名 ６８経営体 新規就農者 ２名	認定農業者 ２０２名 １７４経営体
主な作付品目	水稲（早場米） 果樹（なし、ぶどう） 野菜	植木・苗木 花き 野菜 果樹（ブルーベリー、梨、ぶどう）	水稲 くわい 葉物（こまつな、山東な等）	
経営耕地面積（※２）	582 ha	1,０３９ha	1,０５２ha	2,６７３ha
総農家数（※２）	９８７戸	1,９９０戸	1,２７５戸	4,２５２戸
地域の特徴	・水稲がメイン ・農家レストラン、観光農園がある	・直売がメイン ・観光農園、市民農園が多い ・見沼田圃は、景観面でも保全が求められている	・葉物野菜の産地 ・市場出荷が多い	

※１、29年２月２３日現在

※２、さいたま市の農業より抜粋

（元データ：２０１０年農林業センサス統計報告書・埼玉県の農林業の概況）

3. 人・農地プラン（人・農地プランとは）

○ 皆さんの地域の農業を発展させていくためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

○ 皆さんの集落・地域において徹底的な話合いを行って「人・農地プラン」の作成（見直し）を進めましょう。

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域において話し合っていただき、次のことを決めていただきます。

〈地域における話合い〉

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 地域の担い手は十分確保されているか
- ◎ 将来の農地利用のあり方
- ◎ 農地中間管理機構の活用方針
- ◎ 近い将来の農地の出し手の状況（いつ頃、どのくらい出す意向か）
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）の役割分担を踏まえた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

〈集落における話し合いにあたって〉

○ 人・農地プランの範囲は、複数集落や学校区等のエリアが基本ですが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直して下さい。

○ 新規就農者や新規参入者（農業法人、企業等）も話合いから参加できるよう、広報、ホームページ等を通じてできるだけ幅広く周知しましょう。

2 人・農地プランには、様々なメリット措置があります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型） → 原則45歳未満の認定就農者で独立・自営就農する方
  （※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します。）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化 → 認定農業者
- ◎ 経営体育成支援事業 → 適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方

☆ 農地中間管理機構に農地を貸し付けると、

- ◎ 経営転換協力金・耕作者集積協力金 → 農地を貸し付ける方
- ◎ 地域集積協力金 → 地域で一定割合以上の面積をまとめて貸し付ける地域

といった支援を受けることができます。

3 人・農地プランは、定期的に見直してください。

☆ プランを決めても、定期的（１年に１回程度）に見直してください。

◎ 一年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう見直しをしましょう。

参考資料５

（プラン作成の進め方）

○　市町村の広報、ホームページによる周知や、地権者、担い手へのアンケート等を通じて、集落・地域内外のできるだけ多くの方に幅広く参加してもらうことが大切。

1　人・農地プランは、作成する地域の農業事情に応じて最もふさわしい方法で進めて下さい。

- その地域に、今後の地域農業を支える担い手がいれば、これらの経営体も入って、地域農業の将来像をどう描くかを話し合いましょう。
- 担い手が十分でない場合は、話合いを通じて、地域内の農地をできるだけまとまった形で農地中間管理機構へ貸し付けて、地域の農地を任せられる者を見いだしましょう。

2　人・農地プラン作成の一般的な手順

- 集落・地域における話し合いがうまくいくかどうかは、市町村、関係機関の事前準備にかかっています。
- 話し合いの前に、農家の意向確認や中心となる経営体の候補との意見交換などを行っておくことがスムーズな話し合いにつながります。
  話合いの日程を前広に公表し、地域に関心を持つ新規就農者や新規参入者に話合いの段階から参加してもらいましょう。

市町村・関係機関が行うこと（例）

- 地域内の農業者に対し、
  - 地域農業の将来の見通し
    （農地の有効利用、継続可能な経営）
  - 地域農業の今後の方向性
    （今後の地域農業を支える担い手がいるか、足りているか
    新規就農等をどうするかなど）
  - 自らの経営や農地を今後どうするか。

  等をアンケート等で確認。
- 集落における地権者のリーダー役と話し合いの段取りについて打ち合わせ

集落・地域における話し合い

- 集落・地域内外の多くの方に（経営者だけでなく、奥さんや息子、その地域に関心を示している農業法人、新規就農者等も）参加し、発言してもらう
- 市町村、協議会のメンバーとなる方々も参加
- アンケート結果等を基に、
  - 地域農業を支える担い手は誰か
  - 担い手は十分いるのか
  - 担い手が十分いなければ、新規参入をどうするか
  - 農地中間管理機構をどう活用するか
  - 担い手とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた今後の地域農業のあり方

  等を話し合ってもらう。

市町村による検討会の開催

- 市町村は、左の話し合いを受けて、人・農地プラン原案を作成
- 市町村は、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、原案の妥当性等を審査・検討する。

〈検討会メンバー〉

- 地域農業再生協議会のメンバーのほか、必ず大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者等が出席

〈メンバーの概ね３割は女性〉

- 女性農業者等の他、関係機関からも役職を問わず女性等が出席

適当と判断されたものは
市町村が人・農地プランとして正式決定